議案第４２号

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　８　年１０月２３日

提出者　調布市教育委員会
教育長　栗　原　　健

提案理由

登録内容に変更が生じた際の手続き方法及び登録証の返納について、現状の運用に合わせるため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第　　号

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則（平成１４年調布市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

令和　８　年　　月　　日

調布市教育委員会
教育長　栗　原　　健

第３条に次の１項を加える。

２　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく委員会に届け出なければならない。

(1)　前項の規定による申請の内容に変更があったとき。

(2)　登録団体が解散したとき。

(3)　登録団体として活動をしなくなったとき。

第６条に次の１項を加える。

３　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録証を委員会に返納しなければならない。

(1)　登録証の内容に変更があったとき。

(2)　登録団体が解散したとき。

(3)　登録団体として活動しなくなったとき。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則 平成14年２月22日教育委員会規則第４号	○調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則 平成14年２月22日教育委員会規則第４号
第１条～第２条　略	第１条～第２条　略
（登録申請） 第３条　登録をしようとする団体は、調布市社会教育関係団体登録申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。 （１）　団体規約 （２）　事業計画書（第２号様式） （３）　収支予算書（第３号様式） （４）　団体役員及び会員名簿（第４号様式） （５）　団体紹介資料 ２　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく委員会に届け出なければならない。 （１）　前項の規定による申請の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録団体として活動をしなくなったとき。	（登録申請） 第３条　登録をしようとする団体は、調布市社会教育関係団体登録申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。 （１）　団体規約 （２）　事業計画書（第２号様式） （３）　収支予算書（第３号様式） （４）　団体役員及び会員名簿（第４号様式） （５）　団体紹介資料
第４条～第５条　略	第４条～第５条　略
（登録の有効期間） 第６条　登録証の有効期間は、第４条の規定による認定の日以後の西暦における最初の奇数年の５月31日までとする。 ２　前項の有効期間経過後も継続して登録しようとする団体は、第２条に規	（登録の有効期間） 第６条　登録証の有効期間は、第４条の規定による認定の日以後の西暦における最初の奇数年の５月31日までとする。 ２　前項の有効期間経過後も継続して登録しようとする団体は、第２条に規

改正後	改正前
定する登録基準に該当することについて、調布市社会教育委員の会議の意見を聞いたうえ、委員会による確認を受け、登録を更新することができる。 ３　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録証を委員会に返納しなければならない。 （１）　登録証の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録団体として活動しなくなったとき。 第７条～第９条　略	定する登録基準に該当することについて、調布市社会教育委員の会議の意見を聞いたうえ、委員会による確認を受け、登録を更新することができる。 第７条～第９条　略

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。